

# 高齢者インフルエンザワクチン接種のお知らせ

木古内町では令和2年度「高齢者インフルエンザワクチン」の予防接種を下記のとおり行います。  
※希望される方は、**直接、医療機関へ申し込み**願います。



■対象者 木古内町に住所がある方で

(1)接種日の年齢が**満65歳以上の方**

(2)接種日の年齢が**満60歳～65歳未満の方**で次の障害により**身体障害者手帳1級**を受けている方  
心臓、腎臓、呼吸器疾患、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

■接種 令和2年11月から接種開始 ※予防のためにも、早めの接種をおすすめします。

■申し込み 令和2年10月1日～

■費用 自己負担1,000円

※生活保護受給者は「無料」

(町民課で「**接種費用全額助成券**」の発行を受けてください)

■接種回数 1回

■接種方法 下記**医療機関に直接、申し込み**のうえ、接種してください。

■実施医療機関 **おおえ内科消化器科** ☎01392-2-6080

**木古内町国保病院** ☎01392-2-2079

■持ち物 ①住所、氏名、生年月日のわかるもの（健康保険証、介護保険証など）

②自己負担金（1,000円）

生活保護受給者のみ「接種費用全額助成券」

③上記対象者(2)に該当される方のみ「身体障害者手帳」

■お問い合わせ 保健福祉課保健推進グループ（健康管理センター） ☎01392-2-2122



## 自賠責保険・自賠責共済のご案内

### 忘れていませんか？「自賠責保険・自賠責共済」

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、令和元年の事故発生件数は約38万件、死傷者数は約46万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保証する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険料・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

### 自賠責保険・共済未加入での運行は法令違反です

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください。